親の〈自然〉な権利と教育義務

- 分析の視点と課題 -

広井 多鶴子

- 1 親権と親の教育義務
- 2 戸主権と親権
- 3 母の位置と家父長制
- 4 親権の権力性
- 5 親権と義務教育制度
- 6 親権と儒教道徳

はじめに

今日、親の教育責任を問う言説が満ちあふれている。子どもが何か問題を起せば、真っ先に親の責任が問われ、児童虐待や青少年犯罪が話題になるたびに、家庭のあり方が大きく問題となる。今日の教育改革でも、親や家庭教育のあり方が重要なテーマとなっており(1)、近年の学校の週休2日制や学校選択制は、親にさらなる自己責任を求める。新自由主義的な教育改革の進行の中で、一方で、「家庭の教育力の低下」が問題にされつつ、他方で、親の教育責任がさらに強められようとしている(2)。

それにしても、なぜ親は子の教育に責任を負うものとされるのだろうか。このことは、親の教育責任がこれほど重視されているにもかかわらず、今日の教育改革ではほとんど問い直されることはない。親の教育責任はそれほどに自明のことと見なされているのである。

親の教育責任は、教育法学において「親の教育権」として理論化されてきた。古くは田中耕太郎が『教育基本法の理論』の中で、「教育権はその起源を家族に発し、両親に所属する。両親の教育権は人間性の中に深く根差しているところの人類普遍の原理である自然法上の権利である」と述べている(田中;154頁)。最高裁のいわゆる学テ判決(1976年5月21日『凡例時報』814号)は、「親は、子どもに対する自然的な関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められる」と述べる。日本教育法学会の『教育法学辞典』でも、「親はみずからの責任で生を与えた子を監護教育すべき第1次的責任を負うのは当然であって、その責任は親子間に存在する血縁と愛情に基づいて生ずる」「親の教育権は親子という血縁と愛情関係を基盤にして自然的に発生した義務のことであって、このことが自然権とか、自然関係とか称されているものである」と記されている(有地;14頁)。

このように教育権論では、親の教育責任は親と子の「自然的な関係」、つまり、血縁と愛情という「人類普遍の原理」に基づく親の「自然権」として捉えられている(3)。親の教育権論や教育裁判では、学校や国家との関係で親をどう位置づけるのかが大きな論点となってきたが、親の教育責任を自然的な権利・義務として捉えるという点では、ほとんど相違は見られない。

しかし、親の教育権の根拠としての「自然」は、少し具体的に考えてみれば、それほど自明なものではない。歴史をひも解いてみてれば、必ずしも親が子の教育に責任を負っていたとは言えず、また親のみが子育てをしていた訳でもない。江戸時代には、今日からすれば親の責任放棄とも言える勘当・久離が広く行われていた。商家や農家では、使用人の教育は家長の公の仕事であり、家のよき奉公人としてできるだけ早くから躾けることが理想とされていたとされる(入江:80~81 頁)。また、近世の女訓書では、女性に期待される役割は子を産むことであって、子を育てることではなかったという(小山静子 1991)。それは、江戸時代の上層階級では、親が子の養育を直接担っていたわけではなく、養育を担当する者が別にいたからである。明治以降も上層階級ではこうした習慣が続き、たとえば、大正天皇は満6歳まで明治天皇と同様、中山忠能家にあずけられ、昭和天皇は4歳になる前まで川村純義伯爵家に里子に出されていた(原)。戦前の華族の家でも、「お付き」の者などが子を育てた結果、父も母も子どもにとって非常に遠い存在だったという(スギヤマ)。さらに、民俗学は、かつての農村社会では、「一人前になるまでは、生みの親のほかに多くのカリオヤ(仮の親)を持つという風習」があり、いく通りもの「親の目」が子に注がれていたことを明らかにしている(大藤ゆき:50~51 頁)。

人類学や民族学は、私たちの常識を覆すさらに興味深い事例をいくつも紹介している。アフリカのいくつかの民族で見られる「女性婚」では、女性が後継ぎを得るために女性を妻にする。妻となった女性は、「夫」である女性の親族の子を産み、「夫」が子の父となる。すでに亡くなっている男性の後継ぎを確保するため、死亡した男性と結婚する「亡霊婚」では、死者と結婚した女性が夫の親族の子を産むが、生物学上の父(ジェニター)は、社会制度上の父(ペイター)とは見なされない。また、有名な南インドのナヤール族の生物学上の父は、母とも子とも共同生活を営むことはなく、子は母系リネージのものとされ、この生物学上の父とは別に儀礼的な父も存在するという(和田)。生物学上の親と社会生活上の親は一致しないのである(4)。

こうしたことはかなり知られている事実だが、にもかかわらず、親の教育権論が親の教育 責任の根拠を「自然」に見出すのは、今日、親と子からなる家族が、自然的で普遍的・基礎 的な集団と見なされるほどに広く存在しているからだけではない。これらの事例が近代以前 の社会、あるいは近代化されていない社会の特殊な事例であると捉えられているからだろう。 その前提には、近代社会こそが、人類の普遍的・本質的な自然の原理をはじめて自然権として認めたとする「進歩史観」がある。

だが、今日でも、生物学的な意味での自然の親が子どもを教育する責任を持っているとは限らない。「婚姻は父性推定にこそ意味がある」と言われるように、父にとって子が実子かどうかは、基本的に婚姻中に産まれた子かどうかが基準である(丸山)。また、離婚して親権を手放した親は、自然の親であっても、現状では子どもを教育する法的な権利はない。子を養子に出した親や、婚外子の父、親権を剥奪されたり、児童保護施設に収容されている子の親も同様である。さらに、今日の生殖医療の発展は、精子や卵子提供者という新たな「生理学上の親」を産み出したが、この生理学上の親には子どもを養育する責任は認められない。他方、養親と養子の関係は法的な擬制であるが、養親は子どもを教育する権利・義務を持っている。

つまり、今日においても、必ずしも自然の親が子の教育責任を負うわけではない。子どもを産むこと、それ自体は自然の営みであったとしても、子どもを育て、教育することは自然の行為とは言えはない。産むことと教育することは別である。にもかかわらず、両者を直結させて教育責任の根拠を血縁という「自然」に還元し、さらに、自然の親は当然自然の愛情を持つものだという前提に立って、「自然」の愛情に基づく教育をあらゆる親の役割として普遍的化し、規範化したのが近代の親の教育権であり親の自然権であると言えるだろう。

こうして、近代社会は、血縁関係があるか、あるいはそれと同様に擬制することが可能であると見なした親に、子を教育する自然の権利と義務を与えた。だが、同時に、自然の血縁関係を持つ親であっても、ある条件の下で親権を制限あるいは剥奪した。つまり、今日、教育責任を負うものと見なされる親は、自然的に定まっているのではなく、法的に定められた存在であり、しかも、その任務や行為に法的な規制が加えられているという意味で制度的な存在である。こうした親という制度と、それを根拠づけるための子どもを教育する親の「自然」な権利・義務は、いつどのように誕生したのか。以下、主に家族法や教育法の先行研究を参照しつつ、親の教育義務と権利を歴史的に分析するための基本的な視点と課題を明らかにしたい。

1 親権に関する歴史的評価

親の教育の権利・義務を定めているのは、民法上の親権規程である。この民法上の親権が、 親の教育権の最も基本となる実定法上の根拠として位置づけられてきた。

戦後の家族法学の通説的理解によれば、親権は、封建社会においては「家」の維持や親の利益をはかるための親の「支配権」であったのに対し、近代社会では、子どもの保護と教育のための親の義務として捉えられるようになったとされる。こうした親権の変化は、「家のため、親のため、そして子どものための親権へ」ということばによって表され(三段階説)、近代に至ってはじめて親権は子どもの保護・教育を目的とする「子どものため」の親権となったと言われている(5)。

さて、民法の起草は明治初年から開始され、明治 23 (1890) 年に、いわゆるボアソナード民法の「人事編」(旧民法) が制定される。だが、これは周知のように、穂積八束らによる法典論争において批判され、施行延期となる。そのため、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3人が起草委員となり、改めて法典調査会において審議が行われた。こうした経緯を経て、はじめて施行に至ったのが、明治 31 (1898) 年の民法親族編 (明治民法) である。

明治民法と現行民法の親権規程を見てみよう。近代的な親権とされる現行民法(「民法第4編親族」1948年制定)の親権規定は次の通りである。

- 818条 ①成年に達しない子は、父母の親権に服する。
 - ②子が養子であるときは、養親の親権に服する。
 - ③親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。
- 820条 親権を行う者は、子の監護及び教育する権利を有し、義務を負う。
- 一方、明治民法(「民法第4編親族」)は次のように親権を規定している。
 - 877条 ①子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス但独立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限リニ在ラス
 - ②父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ、又ハ親権ヲ行フ能ハサルトキハ 家ニ在ル母之ヲ行フ
 - 879条 親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ

現行民法と明治民法を比較すると、現行民法が親権を未成年者に対するものに限定したこと、父母の共同親権を規定したこと、そして、「家ニ在ル」という限定を削除した点が明治民法と異なる。だが、親権の効力の一つとして第一に位置づけられている監護教育権については、ほとんど変更はない。明治民法もまた、子の監護教育を親の権利・義務と定めていたのである。こうした戦後の修正と戦後への継承ゆえに、明治民法の親権は様々に評価されてきた。

たとえば、親権の転換の三段階説を最初に提唱したとされる中川善之助は、明治民法の「親権規定は、大いに進歩したには違いないが、なお多分に『家のための親権法』だった」と結論づけている(中川善之助:18 頁)。於保不二雄は、わが国最初の大コンメンタールとされる『注釈民法』において、明治民法の親権法は、「『子のため』の発展段階にあったフランス・ドイツの法制を手本としていたので」「すでに『子のため』の段階のものであったことは間違いない」。「しかし、家族制度を原理的に固守することになったので」、「親権法もまた家の制約を脱することはでき」ず、親権は『子のため』だけでなく、『親のため』『家のため』という三時代的性格を担わされていた」と、複雑な評価を行っている(於保:2 頁)。それに対し、家庭教育と学校教育との役割分担を発生史的に捉えるという視点から、監護教育権の成立過程を詳細に分析した佐藤全は、明治民法の監護教育権は、「子の利益と権利に対応する親権者の義務を履行するための権利としての性格が確認されて規定された」と分析している(佐藤全:133 頁)。

このように、明治民法の親権の評価は「家のため」から「子どものため」まで、大きく分かれている。はたして明治民法の親権は、子どもの教育を「自然」の任務とする近代的な親権を誕生させるものだったのかどうか。

2 戸主権と親権

親権の歴史的な評価を行う上でまず問題となるのは、家および戸主権と親権との関係である。明治民法の親権を封建的・家父長制的な親の支配権とする評価では、親権とは別に戸主権が規定され、戸主もまた婚姻同意権などを持っていたこと、そして、親権者が「家ニ在ル」者に制限されていたことが親権の封建的な特質を表すものとして重視されている。

西村信雄は、戦前の親子法は「『親子』の法であると同時に『家長』対『家子』の法であり」、「親子関係は封建遺制たる『家』によって着色されていた」と捉える(西村;416,420頁)。石川稔も同様に、明治民法においては、「子どもは『家』の一員たる家族員としての意味をもち、親子という枠だけでは捉えられない『家』制度的枠組みが存在した」とする。その端的な例が、同じ「家ニ在ル」という限定であり、親子関係に対して「『家』の利益が全面に押し出され、子の利益はもちろん親の利益もそのかぎりにおいて後退していた」(石川1986;143頁)。谷口知平もまた、明治民法が「戸主家族の関係を規律する法規」を置いていたことが、親子法を著しく制約し、「家族制度的色彩を濃厚にした」と述べる(谷口;292~293頁)。

他方、親権の近代性を指摘する研究では、子の監護教育権が戸主権から除かれ、親の権利・ 義務であることを明記した点や、それが国家・社会に対する私法上の義務として成立したこ となどが評価の基準となっている。戒能民江は、明治民法の親権は「子の監護・教育の権利 および義務であることを明らかにし、親権濫用による親権剥奪規定をおい」でおり、その限 りで、「『家のための親権』から『親のための親権』そして『子のための親権』へという、近 代ヨーロッパ家族法における親権理念の歴史的展開の影響が認められる」と指摘する(戒 能;26 頁)。中川良延は、監護教育義務は親の子に対する私法上の義務であり、「子どもの権 利の確認という方向で制定された」と分析し(中川良延;434~435 頁)、義務教育制度の成立と 関わって親権の研究を行った片野興三も、親権の成年に対する効力は、実際には非常に限定 されおり、親の監護教育権は「子どもの教育を受ける権利と、それに対置する親の子どもに 対する教育義務」を内容とするものであったと述べている(片野;81 頁)。

だが、親権の近代性を指摘するこれらの研究では、家や戸主権と親権との関係をどう捉えるかが改めて課題となる。戒能民江の結論は、それゆえ、明治民法の親権は「『家』の制度、とくに戸主権の制度によって、子の保護のための親権という性格は著しく弱められてしまった」ということになり(戒能;26 頁)、親権を封建的な権力と見なす上記の評価に近づく。前述の佐藤全は、明治民法を「戸主によって統率される『家』を重視して個人の人格の尊厳を軽視し、父と母・夫と妻・息子と娘の間の本質的平等を無視するもの」と捉えているが(佐藤全;142 頁)、佐藤の研究において、なぜこうした家制度の中で親権のみ近代的な制度として成立することが可能だったのかは明らかにされていない(6)。

このように、親権と家や戸主権との関係が重要な問題とされるのは、家を支配する包括的な家長権から親権が分離・独立することによって、はじめて近代的な親権が成立すると考えられてきたからである。谷口知平はこの点について次のように述べる。「家長制家族制度が強固でまだ親の権利と家長権との分化が明らかでない間において」は、親権は「親のための親権」であった。しかし、「家長権の衰退にともない、親権から支配権力的性格が次第に失われ」る中で、親権は「子の保護のための権利」であると見なされるに至る(谷口;295 頁)。つまり、親権を家父長的な親の支配権とする研究では、明治民法は「家長制家族制度が強固」で、家長権が「衰退」する以前の段階であると把握されているのである。

だが、そもそも江戸時代の家には家長権(当主権)と言われるような強大な家父長制権力が存在したのかどうか。このことがかつて大竹秀男と鎌田浩らの間で展開された「家父長制論争」(家長権論争)において問われた(鎌田 1987)。家族法や家族制度史研究では、江戸時代の家を家長に支配された家父長制と捉えられているのに対し、法制史研究では、中田薫の『徳川時代ノ文学ニ見エタル私法』(1923年,大正12年)以来、家長権といわれるような強大で包括的な支配権は存在しておらず、家長権、親権、夫権に区分されていたというのが通説となっていたからである。

それゆえこの論争では、当主権と親権が分離していたか、また、どちらが優位にあったの

かが大きな論点の一つとなった。大竹秀男は少なくとも農民家族では当主権は認められず、 存在したのは親権であると主張したのに対し(大竹 1961;頁)、鎌田は、「家内権力を父権・夫 権に分解してのみ眺め家長権を否定する説は、きわめて近代法的発想と評さねばならず、か かる見方を以てしては前近代家共同体関係の正確な把握は不可能である」と批判した(鎌田 1970;11 頁)。

その後、藤井勝はこの論争を引継いで、近世村落の家には包括的な家長権は存在せず、「親権・夫権・主人権への分化が顕著」であり、かつ、家長は「家の伝統」と「村落や領主支配の論理」に強く拘束されていたと指摘した(藤井;183頁)。大藤修もまた、江戸時代の村で行われた勘当の事例から、「勘当は公法的に認められた親の懲戒権」であると捉えるとともに、

「村落社会においては親子は家をとりまく共同体的諸関係の中で存在しており、親と子が喧嘩沙汰になっても、親が自律的・恣意的に実子を勘当したり、養子を離縁したりしえたわけではない」と分析している(大藤;416,424頁)。

このように、近年、親権と家長権との関係については、親は子に対して当主としてではなく、親として権限を行使していたという見方が支持されつつあるように思える。だがその一方で、家長権不在説に立っていた大竹も、近世の家を「家父長制」と特徴づけるに至り(大竹 1982;274 頁)、藤井勝も同様に家父長制として捉えていることから、近世の家を家父長制として捉えるという点では、ほぼ一致したものと言えるだろう。

さて、ここで問題としたいのは、近世家族に包括的な当主権(家長権)が存在したかどうかではない。大藤らが明らかにした地域や当主など様々な関与の中で行使された親の権力を、今日の親権と同等なものと見なし得るかどうかということである。親の権限が当主としてであれ、親としてであれ、単独の判断では行使しえず、村や家、親族などの干渉と関与の中で行使されたものであることは、いずれの研究でも指摘されている。それに対し、今日、親権と言われるものは、他の干渉を排して、親にのみ認められる排他的な権利である。その意味では、近世の親の権限と今日の親権とでは大きく異なる。

にもかかわらず、江戸時代の親の子に対する権力が「親権」と呼ばれるのは、親権という概念が、今日すでに成立しているからである。つまり、この場合の親権は歴史を分析するための道具概念であって、近世に今日のような親権という概念が成立していたわけではない。明治初年に至っても、親権という法的な概念は存在せず、親の権利と戸主の権利は未分離であったと言われており、家父長制論争において、親権存在説を主張した大竹秀男も、「明治初年には戸主権と親権との区分ははっきりしていなかった」と指摘している(大竹 1977;266頁)(7)。だとすれば、親権という概念の成立自体が、明治以降の近代化の一つの様相を表すものと言えるだろう。当然のことながら、親権か家長権かという先の論争の問い自体、両者が明確に区分された明治民法以降の枠組みを前提にしたものである。

とすれば、明治民法はなぜ戸主権と親権を分け、親権に固有の権利・義務を与えたのか。この点をこそ明らかにしなくてはならない。これまで、「家の制度では、個人が抽象的・超世代的な縦のつながりのなかに埋没し、そのために、個人の尊厳という思想は認められない」(中川淳;12~13頁)と言われてきた。だが、明治民法の家がそうしたものであるとすれば、戸主権とは別に親権という新たな法概念を登場させる必要はなかったはずである。明治民法が戸主権とは別に親権を設けたのは、家の身分秩序や地域共同体に埋没しない独自の関係として親子関係を構想していたからではないか。そして、明治民法の制定過程において、親子関係の独自性を承認させたものこそ、親の子に対する「自然」の情愛と任務という新たな近代の法理念・言説だっただろう。

3 母の位置と家父長制

第2は、母の位置づけである。明治民法は基本的に家に在る父を第一義的な親権者とし、母は父が親権を行えない場合の補充として位置づけていた。離婚後の親権もまた、家に在る父に属し、協議離婚において合意が成立した場合に、子の監護のみ母が行ない、協議が整わない場合には父が監護を行うこととした。明治民法はこのように父母の不平等を制度化したが、多くの研究がこれを家制度に基づく「家父長制的家族制度思想の法的残滓」に起因するものと捉えてきた(外崎;186頁)。

たとえば、有地亨は、明治民法の家は「戸籍上にとどまる形式的な『家』であって、親族 集団としての実態を欠くものであった」と、その脆弱性や形式性を指摘しつつも(有地 1977;121~122 頁)、明治民法は、「『家』制度、戸主、戸主権、戸主による単独一括の家督相 続を骨子とする男女不平等、個人の自由・独立に制約を加えた、いわば前近代的な親族法、 相続法であった」と評価する(有地 1990;2 頁)。つまり、セクシズムの原因を前近代性に帰し ているのである。

このように、父母の不平等の原因を前近代性に還元できるとすれば、近代社会や近代法では父母の不平等は存在しないことになる。実際、見田宗介らが編集した『社会学事典』では、「明治民法にみる家父長的家制度は、封建社会における家族秩序を規定したもの」であり、「第二次世界大戦後の近代的家族の展開と家制度の解体とともに、家父長制は姿を消しつつある」と書かれている(山本:156頁)。

だが、白石玲子は、西欧近代法と明治民法の比較から、「親権者としての母を父と差別して低い地位におくことは、日本にも欧米諸国にも共通のことであった」と分析する(白石;781頁)。また、渡辺洋三は、近代市民家族法においても、夫婦や親子の平等は実現しなかったとし、そうである以上、「近代市民家族法のモデルを、夫婦、親子の平等という法原理にも

とづいてつくることにはむりがある」と指摘する(渡辺;84 頁)。渡辺によれば、初期の近代市民家族法は、農民家族または自営業の小市民家族をモデルとしており、経営主としての夫や親の統率力によって、家父長制的権威が存続したという(渡辺;86 頁)。江守五夫も、19世紀中葉までの市民家族には生産的機能が付着していたとし、「家長によって統率された単一の経営体」に、近代家父長制存立の根拠を見出す。だが、それはもはや封建的な家父長制ではなく、「夫婦平等の洗礼を受けた新たに意味づけをされた」家父長制であると、近代の家父長制を特徴づけている(江守;171~173 頁)。

このように渡辺洋三や江守五夫が、初期の近代市民家族の経営体としての特質に近代の家父長制の基盤を見出したのに対し、フェミニズムは、生産領域(市場)と再生産領域(家族)の分離、家事労働の創出による性別役割分業の確立とその規範化といった近代の社会構造そのものが新たな家父長制を創出すると捉える。上野千鶴子は、「家父長制は姿を消しつつある」とする先の『社会学事典』の記述や、妻の労働市場への復帰が家父長制を動揺させたとする江守五夫の「エンゲルス流の社会主義婦人解放論」などを批判し、フェミニズムは「近代家族における固有の家父長制」を問題にしてきたと主張する(上野1994;104頁)。この場合の家父長制は、家父長が家全体を包括的に統括する従来の家父長制概念とは異なり、「非対照的な性と世代の変数の中で、男性・年長者に権威が配分されるようなシステム」とされる(上野1990;77頁)。

こうしたフェミニズムの家父長制論を明治家族法史研究に導入することについては、批判的な見方がある。村上一博は、「『家父長制』概念は、日本法史学ではもっぱら近世家族を対象とされてきたこと、近代では『戸主権』概念に収斂されてきたという研究誌の経緯から見て、あえて『家父長制』概念を持ち込む必要性には懐疑的たらざるをえない」と指摘している(村上;19~20頁)。だが、従来の家父長制概念が、父母の不平等を前近代の制度と位置づけることによって、近代社会に存在する男性支配や不平等を把握・説明する方法を喪失するものである以上、そして、白石や渡辺、江守が指摘するように、西欧近代の家族法もまた、男性優位の制度を存続させるものであったことが明らかである以上、フェミニズムの家父長制概念は近代の不平等を歴史的に、あるいは社会構造的に把握するための有効な方法概念と言えるだろう。

とすれば、明治民法の親権が持っていた父母の不平等は、はたして前近代的な家父長制なのか、それとも近代の家父長制なのかが改めて問われなくてはならない。明治民法の親権規定は、母の親権を否定したのではなく、むしろ逆に、親権が親子関係の「自然」に基づくものと捉えるからこそ、母を父の補充として位置づけ、はじめて母に親権を与えたのである。また、離婚の際に親権と監護を分け、母が子を監護することを認めたのは、乳幼児の養育には母が不可欠であるという新たな母役割の制度化であった。その意味で、明治民法の親権は、

父に次ぐ地位にあるものとして母の役割を制度化した〈近代家父長制〉として捉えることが 出来るだろう。

4 親権の権力性

第3は、親と子の権力関係という問題である。これまで、親権の権力性の有無を判断する 基準として、親権の効力が未成年に限定されているかどうか、また、親権の目的が子どもの 教育と保護に置かれているかどうかが重視されてきた。明治民法は親権を未成年に対するも のに限定しなかったが、「独立ノ生計」を立てれば親権を脱するものとした。また、懲戒権 以外の個々の親権の効力の対象を未成年に限定し、子の監護教育を親の権利・義務と明記し た。このように明治民法の規定はかなり複雑だが、親権が未成年に対するものとして明確に 規定されなかったことに、親権の支配権的特質を見出す研究は少なくない。

利谷信義は、明治民法の家制度を封建遺制と捉える研究が支配的な状況の中で、いち早く、明治民法の家が近代的な財産法との整合性を持つものであり、明治民法は「家族経営一般の法的保障であるとともに、その上に資本主義の形成を可能とするもの」であることを指摘した(利谷1971;104頁)。だが、利谷もまた、親権が未成年に対するものとして限定されていなかったことを主な根拠に、明治民法の親権を「親の支配権」と把握している。利谷は、明治民法の親権に対して、封建的とか前近代的といった評価を行うことは慎重に避けているが、少なくとも近代的な親権とは評価していない(利谷1975;196頁)。「資本主義家族法」という枠組みで明治民法を捉える利谷の研究においては、結果的に家の経済的機能と政治的機能(家族内秩序)が区分され、後者については依然として親の「支配権」に基づく秩序が維持されたものと捉えられているのだろう。

しかし、こうした評価では、明治民法が子の監護・教育を親の権利・義務としてはじめて 規定し、かつ、その監護教育権を未成年に対するものに限定したことの歴史的な意味を等閑 視することになる。親権の近代的な特質が、子の教育を目的にするものであるかどうかに置 かれている以上、明治民法の監護教育権を空文と見なして無視することはできないはずであ る。なぜ明治民法は、子が独立の生計を立てれば親権を脱するものとしたのか、また、なぜ 監護教育権が未成年に対するものとして限定されたのかが明らかにされなくてはならない。

また、近代の親権は親の支配権的な性格を脱し、もっぱら子の福祉や教育のために存在する義務であるとされ、戦後の民法改正によって、「いまや長いあいだの父権性が消えて、近代諸国の立法においては、親権は親の自然的な後見として、もっぱら監護権的性格の面から規定されるようになった」と言われてきた(泉;721 頁)。先に見た家父長制の消滅論と同様、近代法が親権を子の保護・教育を目的とするものに変えたことによって、戦後、親権の権力

性は否定されたというのである。

このような非権力的な近代の親子関係イメージは、近年の社会史的な家族史研究の中でも 再現されている。小林嘉宏は、大正期(1920年代前後)に「新中間層」が「新しい社会階 級」として形成され、新中間階層において、「非権力的融合」「親密な心情的融合関係」を基 本とし、子どもの成長・発達を最も重視する「新しい家族・家庭」が形成されたと言う。そ して、この新中間階級は「核家族化傾向」が強く、核家族化は「家族構成員相互間の『秩序 的関係』『権威的関係』を一変させるもの」であると捉えられている(小林:235頁)。

だが、親権の教育目的化や親子の「親密な心情的融合関係」は、「支配権」としての親の権力の否定ではあっても、非権力的で対等な親子関係を作り出したわけではない。教育を権力とは無縁の営みと見なす理想化された教育像も、そして愛情を権力と対極にあるものとするナイーブな愛の理想化も、権力は国家権力に還元しえないものと捉える今日の権力遍存在論や、愛という名の無償労働=家事労働に潜む権力性を問題にしてきたフェミニズムからすれば、もはや説得力を持たない。親子の情愛を基盤とした親の権力の教育化は、親の権力の不可視化や潜行ではあっても、その消滅ではない。

近代の親権が非権力的な親子関係を作り出すものでなかったことは、親の懲戒権が明治民法にはもちろん、現行民法にも、そして、西欧近代の家族法でも維持されてきたことを見れば明らかだろう(小玉亮子、梅沢)。確かに近代法は親の恣意的な権力行使を否定し、親の懲戒権を子の教育のためのものへと制限した。だが、懲戒権が教育のための最終手段として位置づけられたからこそ、大人に対しては禁じられた私的刑罰である体罰(身体刑)が、「子どものため」の近代法や、子どもの権利を謳った近代教育思想において肯定され続けることになった(寺崎)。すなわち、近代の親権は親の権力行使を否定したのではなく、いわば、権力の教育化、保護化をめざすものであり、子どもの保護・教育という理念に基づく親子関係の新たな権力秩序の形成をめざすものであった。明治民法の親の懲戒権もまた、こうした懲戒力の教育化という近代法の枠組みに合致するものとして捉え直すことが出来る。

この親権の教育化はまた、親に保護され、教育されるべき存在として〈未成年〉という新たな制度を作り出すものでもあった。つまり、親権とは、〈親=保護する者=能力者〉と〈子ども=保護される者=制限能力者〉という能力と地位の「差」を制度化することによって、未成年の子を親の保護・監督下に置く制度であった。そして、親によって実現されるべき子どもの権利とは「保護を受ける法的地位」と同義であり、子どもの利益とは親の保護によって「子供に与えられるべき利益・地位」のことだったのである(森田;316頁)。実際、明治民法が規定した満20歳成年制は、そもそも徴兵制や選挙権や少年法といった法制度とは直接的な関連はなく、ともあれ親に保護・教育されるべき存在として子を法的に位置づける制度であった。

こうした親子関係の新たな権力秩序は、近代の家父長制が上野千鶴子の言うように「性と世代」に基づく権威の配分であるとすれば、〈近代家父長制〉の中に位置づけることが可能だろう。だが、世代という視点はフェミニズムやジェンダー論においてはほとんど主題化されてこなかった。上野千鶴子も、核家族において「家父長制は『父権支配』から『夫権支配』へと移行した」として、時に父の支配を欠落させ(上野 1994;79 頁)、近代家族の特徴の一つとして夫の支配を加えた西川祐子も、「父よりもむしろ夫としての統括権が強調されてゆくのは、近代家族の特徴である」と述べる(西川 2000;頁)。さらに、瀬地山角は、性と世代による支配という上野の家父長制論を批判的に検討した上で、家父長制概念から世代を除くべきだと主張する。産業革命の初期段階まで、女性と子どもは家長の支配下で生産労働に従事していたが、工場法と公教育制度によって、学校にしか行かない「専業子ども」が誕生するに至って、「親子間の分業を律する原理と、夫婦間の分業を律する原理とが全く異なるようになり、性と世代とは権利や役割の配分に関する同形性を失う」というのが、その理由である(瀬地山;76頁)。このように、フェミニズムやジェンダー論もまた、世代間支配という問題をほとんど分析してこなかった以上、改めて近代の親子関係に内在する権力と秩序の仕組みを明らかにする必要がある(8)。

5 親権と義務教育制度

明治民法の親権の歴史的特質を評価する上で、第4に問題となるのは、民法上の親の監護 教育義務と義務教育制度(親の就学させる義務)との関係である。この点について、これま で、親の監護教育義務は子どもに対する私法上の義務なのか、あるいは国家・社会に対する 義務なのかが問われてきた。

堀尾輝久は、親の教育義務を子どもに対するものとする思想こそ、「子どもの権利の承認とコロラリー」であり、「近代の人権思想の貫徹・貫通」であるとし、他方、国家に対する義務とする思想は、家族(親)の教育権を奪い、「教育権を国家に集中するための媒介的意義」を負わされたものと捉える(堀尾;174~175頁)。そして、明治民法の審議では、親の義務を国家に対する義務とする「穂積八東的親権解釈が、圧倒的に主流を占めた」とし、親の義務を国家社会に対するものと捉える穂積重遠の親権解釈もまた、「家族国家観のもとでの権利・義務観、さらにはそれと不可分な関係にある義務教育観にとっても好都合だった」とする。そして、こうした親権解釈によって、「本来私法上の問題である親権とその義務性が、国家社会に対する公法上の問題に無媒介的に連続することになる」と指摘する(堀尾;294~295頁)。

この点に関しては、親の監護教育義務が私法上の子の権利に対する義務として制定された

と分析する佐藤全らの研究があることはすでに述べた。また、立法段階では、親の子に対する私法上の義務であったものの、その後、社会ないし国家に対する義務であるとする説が通説をなしていったという指摘もある(中川良延, 戒能, 片野)。

だが、問題は立法解釈やその後の解釈の変化をどう捉えるかということだけではない。はたして、親の教育義務を国家・社会に対する義務であるという穂積重遠の解釈は、子どもの権利を否定し、親の教育権を奪い、「教育権を国家に集中するための媒介的意義を負わされた」論理と言えるだろうか。親が子どもの権利を実現することを国家・社会的な義務とする穂積重遠の説と、子どもの権利を否定する穂積八束の説は、同じ国家・社会への義務説であっても大きく異なるものではないのか。

また逆に、親の教育義務を子どもに対する私法上の義務とする説は、「家族国家観のもとでの権利・義務観、さらにはそれと不可分な関係にある義務教育観」とは異質な教育観であり、国家に対抗して、あるいは国家の干渉を否定して子どもの権利を保障しようとするものと言えるだろうか。むしろ、親権が私法上の義務として制定されたからこそ、国家と親権の新たな関係が創出されたものと考えられる。つまり、国家が親権を「私法」の枠内に押し込め、親を国家にとって「忠実な装置」として位置づけたからこそ(福島 1967;232 頁)、国家が親に子の教育を義務づけ、親子関係への国家の介入が可能となったのである。

このことは、国家が親子関係に直接介入するための親権喪失制度の制定過程を見ると明らかである。明治民法が親権喪失制度を実現させた論理は、穂積八束流の国家主義的な家族制度論や家族国家観ではなく、子どもの利益の利益・権利・保護という近代的な親権論だった。つまり、子どもの利益と権利こそ、「国家が親子関係に介入して『子供法』を組織してゆくにあたって掲げた、制度創出のイデオロギー」であり(森田;316頁,平塚)、明治民法の親権は、子どもを地域や親族関係から切り離し、親の管理下に置くことによって、国家が親子関係に介入することを可能にするものだった。

国家の関与が制度化されたことは、子どもの育成が国家的な関心の下に置かれたことを意味する。その結果、子どもはもはや単なる家の子や地域の子ではなく、社会の子であり国家の子となった。こうした「社会的存在としての子供への関心」が近代社会の一つの特質であり、近代社会において「子供こそは、国家の干渉がなされるきわめつけの領域」であると言われる(M. ペロー;33 頁)(9)。だとすれば、「天皇の赤子」といった戦前の言説も、近代天皇制国家の子どもへの関心を端的に示すものであり、国家が家や地域といった領域の中から子どもを析出し、直接子どもを国家的な存在として位置づけ直すためのものだったと言えるだろう。

こうした子どもの位置づけの変化は、親権の性質をも変えることになる。つまり、子どもの監護教育は、「単に親子間・家族親族間の問題として親族自治的に処理」されるべきもの

ではなく、親の「社会国家的任務」となったのである(於保;5頁)。その意味で、子どもの教育を国家・社会に対する親の義務と捉える穂積重遠の説は、子どもの育成が共同体的な紐帯を離れて、次世代の国民育成として、国家的、社会的な関心事となった近代社会が必然的に生み出した親権理解の一つのヴァリエーションと言えるだろう(10)。

6 親権と儒教道徳

第5は、親権を支えた思想・道徳についてである。明治民法の親権を家制度に拘束された 封建的権力または親の支配権と見なす研究では、親権は「明治以来絶対主義的天皇制権力が その精神的支柱たるべきものとして温存培養してきたところの、封建的家父長制家族制度の 一翼を成すものにほかならなかった」とされ(西村;416,420頁)、「天皇を頂点にする絶対主義 的な政治体制」を支える役割を担ったと見なされている(有地1990;2頁)。

では、なぜ親権が天皇制を支えるものだったのか。有地亨は、「たとえ親権に権利・義務と規定されたといっても、実際は、支配・服従関係」であり、「その外枠は『家』制度、その背後の倫理は忠孝一本の思想」だったと述べ(有地 1986;51 頁)、谷口知平は、明治民法は「実質的には未成年の子のみが親権に服するものと解せられていたけれども、形式的には子は生涯父の親権に服するかのごとく家族制度的孝道思想を現していた」と結論づけている(谷口;295 頁)。井戸田博史も、明治民法の「『家』の内は上下の身分関係とそれに基づく支配と服従、恩と報恩(孝)の原理が支配した」と言う(井戸田;181 頁)。つまり、明治民法の親権は、「忠孝一本の思想」や「家族制度的孝道思想」に基づくものであり、そうした家を基礎とした「家族国家」観は日本の「伝統」に根差した「世界に比類」のない特殊なイデオロギーであると見なされてきたのである(福島 1996;485 頁)。

明治以降の天皇制については、今日では「近代天皇制」とする評価がすでに定着しているが、ここで問題としたいのは、近代天皇制を支えたイデオロギーが、これまで指摘されてきたような家制度に基づく封建的な儒教道徳だったのかどうかということである。戦前を通じて、儒教道徳が学校や家の支配道徳だったということは、「近代天皇制」論や「近代天皇制教育」論でも、繰り返し指摘されてきた。たとえば、山住正己は、明治維新以降洋学派が学校制度確立の担い手となったが、自由民権運動への対策や森有礼の暗殺から、「前代の支配に有効であった厳格主義に立つ儒教復活が、政府の手ですすめられ」、「大日本帝国憲法下、教育勅語体制がつくられた」と指摘している(山住;517頁)(11)。

だが、「忠孝一致」という言説が国民国家と国民道徳の形成過程において、新たにつくり 出されたイデオロギーであることは夙に指摘されている。和辻哲郎は「封建時代に君主への 個人的な忠節が武士の第一義の当為であったことは、一つの歴史的事実であって、そのまま 封建制でない時代の市民に当為として通用するのではない」。それゆえ、戦前の「国民道徳論者」は「歴史的研究において誠実ではなく、かなり恣意的に過去の道徳の中身を変更せざるを得なかった」のであり、「封建的な忠君の中身を天皇への忠誠とすりかえているごときはその中の罪の重いものである」と述べている(和辻;452頁)。

また、「我国固有ノ倫理」(地方官会議「徳育涵養ノ議ニ付建議」明治23年)に基づいて作成されたとされる教育勅語は、明治天皇の侍補・侍講であった儒学者の元田永孚の影響力下で、儒教を国民道徳の基礎に据えたものと言われてきた。だが、久木幸男によると、元田永孚は「『天皇尊崇』を無理に組み入れ、『天皇尊崇』を中心に儒教道徳を再編しようとした」ものの(久木;259頁)、元田が主眼とした「国体の尊信」は、「儒教とはまったく異質」であったがゆえに、明治初期の儒教に受け入れられず、形成途上にあった1880(明治13)年代の天皇制教育においても十分採用されなかったという(久木;255頁)(12)。これらの研究によれば、「忠孝一致」や「国体の尊信」は、天皇や国家への忠誠を喚起するために、儒教道徳を大きく修正・改変するものだったのである。

しかも、明治以降の儒教は、「忠孝一致」言説が、封建君主への儒教的な忠を国家や天皇への忠にすり替え、孝に対する忠の優位を確定しただけではない。孝や家族像もまた、明治20年代ごろから大きく変化していく。牟田和恵は、明治初年以降の修身教科書の分析から、明治20年前後から20年代後半にかけて、孝行の例話が「合理化」「適正化」され、「全生活をなげうつかのような親への奉仕ではなく」「単に敬親の心が強かったことのみが讃えられるべき徳として描かれるように」なり、さらには、「孝行が子の親に対する奉仕としてではなく」「親子の対等の情愛と家族の幸福に関わるものとして出現する」と分析する。それゆえ、牟田は、天皇制のイデオロギー的な基盤とされる家族国家観は、実は、親子の情愛によって成り立つ近代家族とも親和的であり、「近代国家に普遍的な、家族を媒介とした政治手段の一変種」であったと指摘する(牟田1996a;89~90頁)(13)。

実際、教育勅語に関する国家公認の解説書と言われる井上哲次郎の『勅語行義』(明治24年)は、近世儒教の家族道徳とは大きく異なる。井上の『勅語行義』は、周知のように、「一国ハー家ヲ拡充セルモノニシテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相違ナルコトナシ」として、国家を家のアナロジーで説明する家族国家観を説いている。だが、そこで想定されている家は、「高尚ナル親愛」によって結合し、「業」を分かつ夫婦(「夫ハ外ニアリテ業務ヲ営ミ、婦ハ内ニ居テ家事ヲ掌」る)、その夫婦の「子ヲ養育シテ独立ノ道ヲ得セシムベキ義務」、「自然ノ情」に基づいて親を「敬愛」する子などによって成り立つ家であった(井上;416,418,421頁)。したがって、井上の描き出したこのような家族の姿は、「封建的家制度のそれより、ルソー的近代家族に近い」と指摘されている(光田;122頁)。

このように教育勅語が出された明治 20 年代に、国家と家族の関係や親子関係に関して、儒教道徳が大きく改変されたにもかかわらず、これまで「孝」や「忠」はあたかも日本の変わらぬ儒教の「伝統」であるかのように語られてきた(14)。だが、西川長夫によれば、日本に限らず、国民国家は一方で、「旧制度を打破し、古い伝統や地縁的血縁的諸関係を絶ち」つつも、他方で、「新しく形成された政治共同体の空白を埋め、精神的イデオロギー的な統合を強化するために新しい伝統の創出(国民的なシンボル、神話、祭典等々)に専念する」という。その際、「一度は切り捨てたはずの過去が一挙に還流し、あるいは新しい伝統が過去の装いをつけて登場する」(西川長夫:16頁)。すなわち、私たちが日本の伝統と考えるものは、明治以降、一見新しく装いつつも根本は変わらない古い伝統ではなく、近代化の過程で、あえて「過去の装い」を身にまとった「新しい伝統」だったのである。とすれば、儒教とは異質の「天皇尊崇」や「国体」の観念を組み込んだ教育勅語も、そして、修身教科書などを通じて繰り返し語られた親への孝や家族国家論も、儒教という「過去」で粉飾することによって創り出された近代国民国家の「新しい伝統」=国民統合のイデオロギーということになるだろう。

このように見てくると、明治民法の親権を儒教的な孝道思想に基づく親の支配権として特徴づける分析は、明治以降の儒教道徳や家族観、親子観に関する変化を見ないまま、近世や封建時代との連続を強調するものと言えるだろう。明治初年以降の修身教科書の変化を見ると、明治 20 年代半ば以降、近世の儒教とは異なる新たな親子関係や親子観が、次第に支配的になっていくことがわかる。すなわち、それは、井上哲次郎の言うような子を養い育てる親の任務と「自然ノ情」に基づく近代の親子関係である。そして、教育勅語が求めた「天壌無窮ノ皇運」の「扶翼」は、封建的な儒教の孝によってではなく、「自然ノ情」に基づいて親を「敬愛」する〈近代の孝〉を基盤に置くものへと変化していくのである。

おわりに

これまで明治民法の親権は封建的、儒教的な制度の残滓という側面が強調されてきた。だが、明治民法の親権こそは、家内の身分秩序や地域共同体の拘束から親子関係を析出することによって、親にのみ子どもの教育を義務づける新たな制度を創出するものだった。そして、このような親権を成立させ、親子関係の独自性を承認させたものこそ、親の子に対する「自然」の情愛と任務という新たな近代の法理念・思想であった。

近代の国民国家は、こうした子どもの教育責任を一身に負う〈親〉を前提にして、次世代の国民を保護し育成するさまざまな制度を形成してきた。公教育制度はもちろん、「未成年者喫煙禁止法」(明治 33, 1900 年)や「未成年者飲酒禁止法」(大正 11, 1922 年)もまた、

未成年の子の監督責任を第一に親権者に負わせた。その一方で、民法の親権喪失制度や、「救護法」(昭和4年、1929年)、「児童虐待防止法」(昭和8,1933年)など、親がその任務や責任を果たさない場合、そうした親から子を保護する制度もまた国家は整備せざるを得なかった。

今日まん延している親の教育責任を問う言説は、こうした〈親〉の成立に端を発していると言えるだろう。以来、「親には子に対する自然の愛情がある」「親こそが子どもの教育に責任を負っている」「親こそが子どもを守ることができる」といった言説は様々に繰り返されてきた。こうした親のあるべきイメージとは逆の現実を目の当たりにした場合でも、「親なのに、なぜ」「親にあるまじきこと」「そんな親は親ではない」といった言説によって、そうした現実の親の存在は否定される。それゆえに、児童虐待が大々的に報じられるようになった今日でも、親のあるべきイメージは無傷のままなおも再生産され続けているのだろう。

- 注 -

- 1 中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」(1998年)、文部省「今後の家庭教育 支援の充実についての懇談会報告」(2002年)、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本 計画の在り方について」(2003年)など参照。
- 2 家庭の教育力が低下したのではなく、むしろ自発的に子どもの教育責任を担う親が広範に存在するようになったことを広田照幸(1999)は明らかにしている。今日の新自由主義的な教育政策は、こうした親の責任意識が高まりを前提とした家族活用政策であると言えるだろう(広井1997)。
- 3 本稿では、親の権利に関する次のような捉え方を親の「自然権」と言う。つまり、親の子に対する権限と責任は、①血縁関係という人間の「自然」「本質」「本性」に基づいて認められるものであり、それゆえ、②親の子に対する権利・義務は、他の者に優先する排他的な権利・義務であるとともに、親の都合によって放棄しえないものであり、③その権利・義務は子どもの利益・教育・保護を目的とする。
- 4 和田正平によれば、ジェニターには「生物学的父」という用語を当てることが多いが、ジェニターはその社会が創り出した生殖理論によって認められた父であって、必ずしもその男性の精子によって女性が妊娠したかどうかは問われない。その意味で、精子提供者のような「生理学的父」とは異なるという(和田;6頁)。
- 5 石川稔は「三段階説は親子法の発達を説明するのにもまた親子法の現状を説明するのにも、必ず しも有効」ではないと指摘している(石川 1992;3 頁)。
- 6 明治民法の親権が、佐藤全の言うように、近代の親権として捉えられるものであるとすれば、な

ぜ(半) 封建的制度である家の中に近代的な親権が組み込まれたのか。家においては、夫婦関係より も親子関係という縦のつながりが最も重要な構成要素であるとされる以上、近代的な親権を規定した 明治民法の家はもはや(半) 封建的制度とは言えないのではないだろうか。

家はこれまで(半)封建的制度として捉えられてきたが、近年、家を近代家族として再評価する研究が登場した。その嚆矢が井ヶ田良治であり、井ヶ田はいち早く明治民法を「家父長制的近代家族」の法として位置づけた(井ヶ田)。さらに、明治以降の家を国民国家の基礎単位として再編された近代の家族とする小山の研究(1995)や、「日本型近代家族」として再評価する上野千鶴子(1994)、西川祐子(2000)、牟田和恵(1996b)の研究もある。本稿は家制度を直接の研究対象とするものではないが、こうした新たな研究に多くを負っている。

- 7 手塚豊は、明治初年には親権者ということばはなく、一般未成年者に対する親権的なものは戸主の権利の中に包摂されており、第1次小学校令(明治19年)を経て、明治20年代の末頃になってようやく裁判の判例の中に「親権的な発想」が見られるようになったと指摘している(手塚;557~558頁)。また大竹秀男は親権と戸主権の区分が明確になるのは、明治7年から第1次教育令(明治12年)の頃であるとする(大竹1977;266頁)。小野義美は明治23年の改正小学校令において、「独自的な親権制度の展開が認められる」としつつも、明治前期の懲戒権については、「親権と戸主権は未分離状態」にあり、「親権としての純化」は「民法典編纂を待たねばならない」と分析している(小野;23,26頁)。
- 8 性を主題とするフェミニズムにおいては、女性に与えられた母役割の持つ抑圧性は重要なテーマであったが、世代を家父長制の問題として主題化することはほとんどなかった。上野千鶴子は、「世代間支配の問題は、フェミニズムの中ではまだ明示的になっていない」(上野 1990;105 頁)としているが、世代間支配を通して「女性が抑圧者になる可能性への考察を欠いては、フェミニズムの家父長制理解は一面的なものになる」と指摘する(上野 1990;106 頁)。近代家族が母役割を家族の中に組み込むものである以上、近代家族こそ母を世代間支配の当事者として登場させたものとも考えられる。この点について、小玉亮子の研究(1994,1996)が示唆に富んでいる。
- 9 小玉重夫は、近代社会における子どもや家族に対する公的な関心の増大は、実は公私の区分を崩壊させ、新たに「社会」という領域を形成するものだったと言う。つまり、近代家族は国家から独立した自律的領域ではなく、「近代学校とともに、近代国家の統治メカニズムを構成する場=『社会的なるもの』」であるとされる(小玉重夫;196~197頁)。本稿が単に「国家の子」ではなく、「国家・社会の子」と書いたのは、こうした新たな「社会」の形成をイメージしている。
- 10 もっとも堀尾輝久も、この説は「単純に、天皇制化の解釈や、その名残り」ではなく、「福祉国家」と「公共義務」の論理の中に位置づけられると指摘している(堀尾;307頁)。
- 11 教育史では、「教学聖旨」(明治12年)や『幼学綱要』(明治15年)などによって「儒教主義」が 復活し、それが「教育勅語」に結実したという評価が通説をなしてきた。だが、佐藤秀夫は、こうし た山住正巳らの教育史観に対し、かなり痛烈な批判を行っている(佐藤秀夫)。また、教育勅語を儒教

道徳に基づくものと捉える見方に対して、小山常実は「忠君愛国」は「欧化を保障する日本および日本人の主体形成の論」であり、「孝友和勤倹公益義勇奉公」などの徳目は「ヨーロッパにも妥当する普遍性を表明したものであり、『文明』化、即ち欧化の内容を示すもの」であったと評価している(小山常実:43~44頁)。「臣民」という概念についても、福田義也は、徳川時代の階級的・身分的差別を理念上否定することによって誕生した新たな概念であり、新たな社会規範だったと捉えている(福田;69頁)。

- 12 その意味では、元田永孚もまた単なる「儒教主義者」とは言えない。森川輝紀は「元田は前近代から明治を見通し、西洋化に儒教主義的な価値観を対置した保守主義者であった。しかし、たんなる反動ではなく近代化、立憲制という西洋の制度・技術を視野に入れた保守主義者であった」と評価している(森川;22~23 頁)。
- 13 西川祐子も、日本が世界の国民国家システムに参入するに際し、「先行する他の国民国家がすでに 家族による国民統合をなしとげていたからこそ、日本もまた家族国家にならざるを得なかった」と述 べる(西川;79 頁)。
- 14 上野千鶴子は、家を封建遺制とする歴史研究を、「家」イデオロギーの罠にはまったものとし、「イデオロギーの機能は、その起源を隠蔽し、存在を自然視させることにある」「彼らは自分が生きている時代のイデオロギーを脱構築するどころか、それを『伝統』と見なすことで、イデオロギーの強化に手を貸したのである」と痛烈に批判する(上野 1994;76 頁)。

- 参考・引用文献 -

(あいうえお順)

青山道夫他編『新版注釈民法 (21) 親族(1)』有斐閣. 1989 年. 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集第IX巻,』未来社,1970 年. 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集第X巻』未来社,1971年.

有地亨「親の教育権」日本教育法学会『教育法学辞典』学陽書房,1993年.

有地亨『近代日本の家族観』弘文堂, 1977年.

有地亨『家族法概論』法律文化社,1990年.

有地亨『日本の親子二百年』新潮選書, 1986年.

井ヶ田良治「明治民法と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性史4近代』東大出版会,1982年.

石川稔「親子法の課題」川井健他編『講座現代家族法第3巻親子』日本評論社,1992年.

石川稔「家族法の中の子ども」『ジュリスト総合特集 No43 子どもの人権 』 有斐閣, 1986 年.

井戸田博史「法的家族像と家族法制」

佐々木潤之介編『日本家族史論集3家族と国家』吉川弘文館,2002年(初出1992年).

井上哲次郎『勅語衍義』1891 (明治24) 年

山住正己編『日本近代思想史体系6教育の体系』岩波書店,1990年,所収.

入江宏『近世庶民家訓の研究』多賀出版, 1996年.

上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店, 1990年.

上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店,1994年.

梅沢収「近代フランスにおける親の懲戒権と教師の懲戒規定」

牧柾名他編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房, 1992 年

江守五夫『歴史の中の女性』彩流社,1995年.

大竹秀男『封建社会の農民家族』創文堂, 1963年.

大竹秀男『「家」と女性の歴史』弘文堂,1977年.

大竹秀男『封建社会の農民家族(改訂版)』創文堂,1982年.

大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館,1996年.

大藤ゆき『子育ての民俗』岩田書院, 1999年.

落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房, 1989年.

落合恵美子『近代家族の曲がり角』角川書店,2000年.

小野義美「明治前期における親権制度(1)|『宮崎大学教育学部紀要社会科学』54号,1983年.

戒能民江「親の教育権」川井健他編『講座現代家族法4親権・後見・扶養』日本評論社,1986年.

柏木惠子『家族心理学』東京大学出版会,2003年.

片野興三「『国家教育権』論のイデオロギー構造」北海道大学『教育学部紀要』24 号, 1975 年.

鎌田浩「法史学界における家父長制論争」比較家族史学会『比較家族史研究』2号,弘文堂,1987年.

鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』成文堂, 1970年.

神谷力『村と家の法史研究』御茶ノ水書房, 1993年.

川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店, 1957年.

亀頭清明「国民国家を遡る」歴史学研究会『国民国家を問う』青木書店, 1994年.

小玉重夫「家族の現在」教育科学研究会『現代社会と教育1現代と人間』大月書店,1993年.

小玉亮子「近代ドイツの親子関係と懲戒権」

牧柾名他編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房,1992年.

小玉亮子「近代家族という戦場」宮沢康人編『大人と子供の関係史第一論集』1994年.

小玉亮子「『子どもの視点』による社会学は可能か」

井上俊他編『岩波講座現代社会学 12 子どもと教育の社会学』岩波書店, 1996 年.

小林嘉宏「大正期『新中間階級』の家庭生活における『子供の教育』」

片倉比佐子編『日本家族史論集 10 教育と扶養』吉川弘文館, 2003 年(初出 1995 年).

小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房, 1991年.

小山静子「家族の近代」西川長夫他編『国民国家形成と文化変容』新曜社,1995年.

小山常実『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版会,1998年.

佐藤全『親の教育義務と権利』風間書房, 1988年.

佐藤喜代治『国語語彙の歴史的研究』明治書院,1971年.

佐藤亨『幕末・明治初期語彙の研究』桜楓社, 1986年.

佐藤秀夫「教育史研究の検証」藤田英典他編『教育学年報6教育史像の再構築』世織書房,1997年.

沢山美果子「近代的母親像の形成についての一考察」

片倉比佐子編『日本家族史論集 10 教育と扶養』吉川弘文館, 2003 年(初出 1987 年).

白石玲子「親権者としての母の地位」『阪大法学』42巻2・3号,1992年.

スギヤマ・リブラ・タキエ「母性に見る自然と文化の境界」

脇田晴子他編『ジェンダーの日本史(下)』東京大学出版会,1995年.

瀬川昌久「人類学における親族研究の軌跡」

青木保他編『岩波講座文化人類学第4巻個からする社会展望』岩波書店,1997年.

瀬地山角「家父長制をめぐって」江原由美子編『フェミニズム論争』勁草書房, 1990年.

千田有紀「『家』のメタ社会学」『思想』898号, 岩波書店, 1999年.

副田義也『教育勅語の社会史』有信堂, 1997年.

高柳信三「徳川時代の封建法における親族の構成と意義」

『中田先生還暦祝賀法制史論集』岩波書店 1937年.

田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣,復刻版 1985 年(初版 1961 年).

谷口知平「親権(後見)」中川善之助他編『家族問題と家族法IV親子』酒井書店, 1957年.

玉城肇『日本家族制度論』法律文化社,1971年.

手塚豊『手塚豊著作集第8巻明治民法史の研究(下)』慶応通信,1991年.

寺崎弘昭『イギリス学校体罰史』東京大学出版会,2001年.

利谷信義「明治民法における『家』と相続」

東京大学社会科学研究所『社会科学研究』 23 巻 1 号, 1971 年.

利谷信義「親と教師の懲戒権」日本教育法学会『日本教育法学会年報』4号,1975年.

戸田貞三『家族構成』新泉社,1982年(初版1937年).

外崎光広「近代日本における親権法の変遷と女性の地位」『同志社法学』8巻3号,1956年.

中川淳『家族法の現代的課題』世界思想社,1992年.

中川淳編『新版注釈民法(25)親族(5)』有斐閣,1994年.

中川善之助編『注釈親族法下』有斐閣, 1952年

中川善之助編『体系民法事典』青林書院新社,1966年.

中川良延「親権と子どもの教育を受ける権利」『北海道大学法学論集』14巻3・4合併号,1964年.

西村信雄『戦後日本家族法の民主化下巻』法律文化社,1991年.

西川長夫「日本型国民国家の形成」西川長夫他編『国民国家形成と文化変容』新曜社, 1995年.

西川祐子『近代国家と家族モデル』吉川弘文館,2000年.

原武史『大正天皇』朝日新聞社,2000年.

久木幸男「明治儒教と教育」横浜国立大学『教育学部紀要』28 集, 1988 年.

平塚真樹「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』(上)」

法政大学『社会労働研究』39 巻 2 • 3 号, 1992 年.

広井多鶴子「学校スリム化論の登場」

全国高校生活指導研究協議会『高校生活指導』133 号,青木書房, 1997年.

広井多鶴子「家族の範囲(前)」『高崎健康福祉大学紀要』1号,2002年.

広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』講談社,1999年.

福田義也『教育勅語の社会史』有信堂, 1997年.

藤井勝『家と同族の歴史社会学』刀水書房, 1997年.

舩橋惠子「家族研究の現状と課題」

井上俊他編『岩波講座現代社会学19〈家族〉の社会学』岩波書店,1996年.

船曳建夫「序 Communal と Social、そして親密性」

青木保他編『岩波講座文化人類学第4巻個からする社会展望』岩波書店,1997年.

福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会,1967年.

福島正夫『福島正夫著作集題2巻家族』勁草書房,1996年.

藤井勝「近世農民の家と家父長制」

比較家族史学会監修・永原慶二他編『家と家父長制』早稲田大学出版部,1992年.

堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店, 1971年.

M. ペロー「私的領域と権力」『思想』岩波書店,1988年3月.

M. ミッテラウアー、R. ジーダー『ヨーロッパ家族社会史』名古屋大学出版会, 1993年.

丸山茂『家族のレギュラシオン』御茶ノ水書房,1999年.

光田京子「近代的母性観の受容と変形」脇田晴子『母性を問う(下)』人文書院,1985年.

牟田和恵『戦略としての家族』新曜社, 1996a年.

牟田和恵「日本型近代家族の陥穽」

井上俊他編『岩波講座現代社会学 19〈家族〉の社会学』岩波書店, 1996b年.

村上一博「明治婚姻・離婚法史研究の現状と課題」比較家族史学会編『女性史・女性学の現状と課討 議資料』福岡市女性センターアミカス,1995 年.

森岡清美『家族関係』日本放送大学出版協会, 1987年.

森川輝紀『国民道徳の道』三元社,2003年.

森田明「子供と法」宮沢康人他編『子供の世界』日本放送出版協会, 1992年.

山住正己「解説」『日本近代思想史体系6教育の体系』岩波書店,1990年.

山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社,1994年.

山本英治「家父長制」見田宗介他編『社会学事典〔縮刷版〕』弘文堂, 1994年(初版年).

米村千代『「家」の存続戦略』勁草書房, 1999年.

和田正平『性と結婚の民族学』同朋社, 1988年.

渡邊欣雄「家族(親族)研究の終焉と新環境下の『家族』」

比較家族史学会『家族-世紀を越えて』日本経済新聞社,2002年.

渡辺洋三「現代家族法の研究課題」『家族史研究1』1980年春号,大月書店,1980年春.

和辻哲郎『和辻哲郎全集第13巻日本倫理思想史(下)』岩波書店,1962年.

《付記》

明治民法の制定過程などに関する実証分析は、以下の拙稿に記した。

「〈親権〉の成立-明治民法の中の親・子ども・国家-」

日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第1号 八千代出版 1994年

「親の懲戒権の歴史-近代日本における懲戒権の「教育化」過程-」

日本教育学会編『教育学研究』63巻2号 1996年

「〈母の親権〉の誕生-近代家父長制分析の一試論-」

日本女性学会『日本女性学会誌女性学』Vol. 4 新水社 1996年

「離婚後の子の帰属-明治民法はなぜ親権と監護を分離したかー」

比較家族史学会『比較家族史研究』15号 2001年

「〈成年〉のはじまり」

群馬女子短期大学『国文研究』28号 2001年